

医療サービスの内容及び費用に関するお知らせ

(入院基本料について)

1. 当病棟は、厚生労働大臣及び四国厚生支局長が定める施設基準に適合している保険医療機関です。
2. 当病棟は、(1階イリカイ)45 床 精神病棟入院基本料 15:1の四国厚生支局長承認を受けています。
「当病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。」
当病棟には、看護職員の7割以上看護師が勤務しています。
当病棟には、1日に2人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。
 - ・午前9時～午後5時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は23人です。
 - ・午後5時～午前9時まで看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。
3. 当病棟は、精神科作業療法、看護配置加算、看護補助加算1
医療保護入院等診療料、看護補助体制充実加算
精神科身体合併症管理加算
精神科救急搬送患者地域連携受入加算
薬剤管理指導料
について四国厚生支局長承認を受けています。
4. 当院は、患者様の負担による付き添い看護は認められていませんので、付添い看護料をお願いすることはありません。
5. 当病棟は、精神保健福祉法による指定病床 10 床を有しています。

(入院時食事療養の基準について)

「入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」

※ 特別食(疾病治療)、食堂加算について、特別な自己負担はありません。

- 1、 衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

ご不明な点がございましたらお気軽に職員までお問い合わせ下さい。

医療サービスの内容及び費用に関するお知らせ

(入院基本料について)

1. 当院は、厚生労働大臣及び四国厚生支局長が定める施設基準に適合している保険医療機関です。
2. 当院は、(2階カボレイ)60床認知症治療病棟入院料1(認知症夜間対応加算)の四国厚生支局長承認を受けています。
「当病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています(看護職員の2割以上看護師)」
当病棟では、1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。
 - ・ 午前9時～午後5時まで看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
 - ・ 午後5時～午前9時まで看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は60人以内です。当病棟には、専従する作業療法士が勤務しています。
当院には、専従する精神保健福祉士、公認心理師が勤務しています。
3. 当院は、精神科作業療法
医療保護入院診療料
精神科身体合併症管理加算
精神科救急搬送患者地域連携受入加算
について四国厚生支局長の承認を受けています。
4. 当院は、患者様の負担による付き添い看護は認められておりませんので、付添い看護料をお願いすることはありません。

(入院時食事療養の基準について)

「入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」

※ 特別食(疾病治療) 食堂加算について、特別な自己負担はありません

- 1, なお、衛生材料費の治療(看護)行為及び密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。
ご不明な点がございましたらお気軽に職員までお問い合わせ下さい。

医療サービスの内容及び費用に関するお知らせ

(入院基本料について)

1. 当院は、厚生労働大臣及び四国厚生支局長が定める施設基準に適合している保険医療機関です。
2. 当院は、(3階コオリナ)60床認知症治療病棟入院料1(認知症夜間対応加算)の四国厚生支局長承認を受けています。
「当病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています(看護職員の2割以上看護師)」
当病棟では、1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。
 - ・ 午前9時～午後5時まで看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
 - ・ 午後5時～午前9時まで看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は60人以内です。当病棟には、専従する作業療法士が勤務しています。
当院には、専従する精神保健福祉士、公認心理師が勤務しています。
3. 当院は、精神科作業療法
医療保護入院診療料
精神科身体合併症管理加算
精神科救急搬送患者地域連携受入加算
について四国厚生支局長の承認を受けています。
4. 当院は、患者様の負担による付き添い看護は認められておりませんので、付添い看護料をお願いすることはありません。

(入院時食事療養の基準について)

「入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」

※ 特別食(疾病治療) 食堂加算について、特別な自己負担はありません

- 1, なお、衛生材料費の治療(看護)行為及び密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。
ご不明な点がございましたらお気軽に職員までお問い合わせ下さい。

医療サービスの内容及び費用に関するお知らせ

(入院基本料について)

1. 当院は、厚生労働大臣及び四国厚生支局長が定める施設基準に適合している保険医療機関です。
2. 当院は(4階ワイケレ)56床精神療養病棟入院料の四国厚生支局長承認を受けています。
「当病棟では、1日に12人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)が勤務しています
看護要員の5割以上看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。
 - ・ 午前9時～午後5時まで看護要員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
 - ・ 午後5時～午前9時まで看護職員1人当たりの受け持ち数は56人以内です。
看護補助1人当たりの受け持ち数は56人以内です。
 - ・ 当病棟には、看護職員の2割以上看護師が勤務しています。
 - ・ 当病棟には、精神科医師である常勤の専任医師及び作業療法士が常勤しています。
 - ・ 当院には、精神保健福祉士、公認心理師が常勤しています。
 - ・ 当院には、退院支援相談員を配置しています。
3. 当院は、精神科作業療法
医療保護入院等診療料
精神科救急搬送患者地域連携受入加算
について四国厚生支局長承認を受けています。
3. 当院は、患者様の負担による付き添い看護は認められておりませんので、
付添い看護料をお願いすることはありません。

(入院時食事療養の基準について)

「入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」
※ 特別食(疾病治療)について、特別な自己負担はありません。

- 1, なお、衛生材料費の治療(看護)行為及び密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

ご不明な点がございましたらお気軽に職員までお問い合わせ下さい。

虹の橋葵ホスピタル

【医療情報取得加算】

- オンライン資格確認を行うことができます。
- 当院では受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当院では、医療 DX を推進し質の高い診療を提供するため、体制整備を行っております

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施できる体制を有しています。
- マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 今後、電子処方せんの発行や電子カルテ共有サービスを活用できるよう準備を進めております。



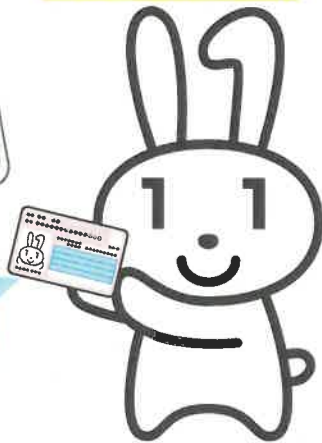
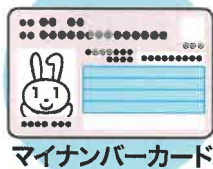
とっても
簡単!

マイナンバーカード

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

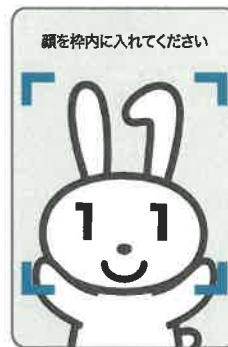


2

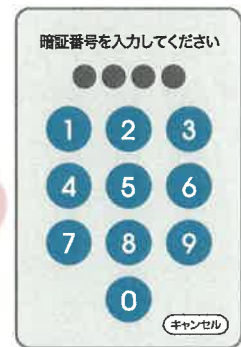
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品がある医薬品について、特定の商品名ではなく成分に基づいた一般名で処方を行う場合があります。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した際でも、患者さんに必要な医薬品を安定して供給しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点がございましたら、どうぞ当院職員にご相談ください。

なお、一般名処方とは、処方せんに薬の商品名ではなく、有効成分名を記載する方法です。

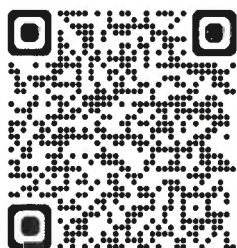
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別療養環境室（差額ベッド）申込・同意についてのご説明

特別療養環境室（差額ベッド）の使用料金は、本用紙により患者または代理申込者により申込と同意をいただいた料金となります。

料金の計算は午前0時を起点とし、入退院の時間に関係なく、入院日・退院日をそれぞれ1日として計算いたしますので、ご了承ください。（例：1泊2日で入院された場合、差額ベッドの料金は2日分として計算いたします）

【特別療養環境室一覧】

特別個室	12,000 円（税込） /1 日	426
個室	3,500 円（税込） /1 日	107,108,109,110,119,122,123,124,125, 206,207,208,209,218,219,220,221,222 306,307,308,309,318,319,320,321,322 406,407,408,409,410,421,422,423 424,425
2 床室	1,500 円（税込） /1 日	411,414,415
3 床室	800 円（税込） /1 日	205,305,412,413,416,417,418
4 床室	800 円（税込） /1 日	224,225,324,325,420,427,428

入院中、移動により特別療養環境室の使用料が変更になる場合があります。入室を希望される部屋の種類を○で囲んでください。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方や代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

虹の橋葵ホスピタル

保険外負担金についてお知らせ

当院では、以下の項目について、
その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

☐ 代行費（諸手続き等）	1,100円／1回
☐ 金銭管理費	55円／1日
☐ 再振替手数料 → 入院費等の支払日に引き落としできない場合	110円／1回
☐ 私物管理費（ベッドサイド以外）	（1区画）550円／1月
☐ 洗濯代（1回3Kgまで・・・衣類）	220円／1回
☐ リンスinシャンプー・ボディーソープ代	30円×回数（1ヶ月約240円）
☐ コピー代（モノクロ）	30円 × 枚数
☐ コピー代（カラー）	50円 × 枚数
☐ X線CD複写料	500円
☐ 容器代	ポリビン 100ml 60円
☐ 容器代	ポリビン 200ml 70円
☐ 容器代	プラツボ 30ml 40円
☐ 容器代	プラツボ 100ml 70円
☐ 封筒	10円／1枚
☐ 現金封筒	21円／1枚

※ 利用者の過失による、上記及びその他の物品等の破損・紛失は、自己負担にて実費徴収いたします。その他（諸証明代・切手代・電話代等）の日常生活において、通常必要となる費用は、患者様の負担となります。 《上記金額は、税込表示（消費税10%）となっています》

虹の橋葵ホスピタル 院長

【当院における院内感染防止対策の取り組み】

患者様やご家族の皆様及び医療従事者を感染の危機から守るために、当院では感染防止対策に積極的に取り組んでいます。

つきましては、感染防止対策上、患者様やご家族の皆様にご協力をお願いすることがございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 院内感染防止対策の体制作り

当院では院内感染対策委員会、院内感染対策チームを設置し、病院全体で感染対策に取り組んでいます。

2. 院内感染防止対策活動

院内感染対策指針及びマニュアルに基づき、職員の手洗いや消毒、場面に応じた個人防護服の使用を実施し感染防止に努めています。また、適切な治療や感染対策が行われるよう、月1回のカンファレンスや週1回の院内ラウンド等を行い、情報交換を行っています。

3. 職員教育

全職員に対し、年2回以上の研修会を行い、感染防止に関する知識の向上を図っています。

4. 職員健康管理

全職員は定期健康診断を受けています。また、全職員へのワクチン接種の推奨を行っています。職員に発熱や咳等、感染症を疑う症状が出た場合には自己申告し、勤務を調整するなどの必要な予防策を講じ、感染拡大の防止に努めています。

5. 地域の医療機関との連携

当院では「感染対策向上加算3」を算定しており、地域の医療機関との感染対策連携を行っています。

6. 患者様・ご家族の皆様へのご協力のお願い

感染防止の対策上、待合室や診察室、病室のお願いをすることがございます。また、マスクの着用、面会制限、体調確認のご協力をお願いいたします。

